

瀬戸市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 7 号

瀬戸市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例

瀬戸市立学校体育施設使用料条例（平成 1 4 年瀬戸市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前		
(趣旨)				(趣旨)		
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づき、瀬戸市学校体育施設スポーツ開放に関する規則（昭和51年瀬戸市教育委員会規則第5号）に規定する開放施設のうち <u>照明設備及び空調設備</u> を利用する場合の使用料について必要な事項を定めるものとする。				第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づき、瀬戸市学校体育施設スポーツ開放に関する規則（昭和51年瀬戸市教育委員会規則第5号）に規定する開放施設のうち <u>照明設備</u> を利用する場合の使用料について必要な事項を定めるものとする。		
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）		
施設	設備	単位	金額	施設	単位	金額
小学校（陶原）屋内運動場	照明	<省略>	<省略>	小学校屋内運動場	<省略>	<省略>
小学校を除く	空調	1時間に つき	800円			
陶原小学校屋内運動場	照明	1時間に つき	210円			
	空調	1時間に つき	1,200円			
中学校屋内運動場	照明	<省略>	<省略>	中学校屋内運動場	<省略>	<省略>

動場	空調	1時間に つき	1,200円	動場		
中学校柔剣道場	照明	<省略>	<省略>	中学校柔剣道場	<省略>	<省略>
中学校校庭	照明	<省略>	<省略>	中学校校庭	<省略>	<省略>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。